

# マイナンバーカードをつくってみましょう



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 教えてひらちゃん、マイナンバーカードってなに？

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されていて、本人確認のための証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できるとても便利なカードだよ。



## お伝えします マイナンバーカードの6つのメリット!

### 1 個人番号を証明する書類として

マイナンバー(個人番号)の提示が必要な様々な場面で、マイナンバー(個人番号)を証明する書類として利用できます。

### 2 公的な本人確認書類として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で活用できます。

### 3 コンビニなどで各種証明書を取得※

コンビニでは、土日祝日(年末年始(12月29日～翌1月3日)およびシステムメンテナンス日を除く)も早朝6時30分から夜23時まで、住民票、印鑑登録証明書、戸籍、課税証明書などの公的な証明書を取得できます。区役所窓口より手数料が100円お得です(戸籍を除く)。

### 4 様々なサービスを搭載した多目的カード※

市区町村や国等が提供する様々なサービスごとに必要だった複数のカードがマイナンバーカードと一体化できます。例えば、印鑑登録証として利用できるほか、健康保険証・運転免許証としての利用も予定しています。

### 5 各種行政手続きのオンライン申請

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。

### 6 各種民間のオンライン取引に

オンラインバンキングをはじめ、各種のオンライン取引に利用できるようになる予定です。



※市区町村によりサービスの内容が異なります。

## マイナンバーカードの4つの申請方法

### ① 郵送による申請

- 交付申請書に必要な事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて送付用封筒に入れて郵送し、申請完了

交付申請書がない場合は、専用サイトから交付申請書と封筒がダウンロードできます。プリントアウトしてお使いください。

マイナンバーカード 郵送 [検索](#)

交付申請書は区役所でも発行しています。本人確認書類を持って、区役所1階⑭番窓口へお越しください。



### ③ パソコンによる申請

- デジタルカメラなどで顔写真を撮影
- 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

### ② スマートフォンによる申請

- スマートフォンで顔写真を撮影
- スマートフォンで交付申請書のQRコードを読み取る
- 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

### ④ まちなかの証明写真機からの申請

- タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
  - 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
  - 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
  - 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了
- ※まちなかの証明写真機は申請できるものとできないものがあります。区役所1階にも申請できる証明写真機があります。

## マイナンバーカードの受け取り(区役所で)

- マイナンバーカードの交付申請後、おおむね1か月で区役所からご自宅に交付通知書(はがき)が届きます。(交付申請書等に不備がある場合を除きます)
- 交付通知書(はがき)をよくお読みいただき、必要な持ち物ものをお持ちになり、区役所⑭番窓口にお越しください。
- 交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくことにより、マイナンバーカードが交付されます。

### 必要な持ち物

- 交付通知書(はがき)
  - 「通知カード」(令和2年5月以前に交付を受けている方)
  - 本人確認書類(※下記参照)
  - 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
  - マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
- (※)①写真付きの住民基本台帳カード・運転免許証・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)・旅券・身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書のうち1点  
②①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点  
(例)健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、医療受給者証